

令和2年一級建築士試験受験要領



<https://www.jaeic.or.jp/>

令和2年3月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

一級建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、国土交通大臣により行われるものです。
試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣から中央指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）が行います。受験申込に関しての不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会（以下、「都道府県建築士会」という。）へお問い合わせ下さい。

1. 試験の構成等

(1) 試験の構成

一級建築士試験は、「学科の試験」と「設計製図の試験」について行われますが、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。

また、平成30年又は令和元年に行われた一級建築士試験において「学科の試験」に合格した方は、本人の申請により、本年の試験における「学科の試験」が免除されます。

受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ（学科の試験が免除）」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

(2) 出題科目、出題数等

試験の区分	出題形式	出題科目	出題数	試験時間
「学科の試験」	四肢択一式	学科Ⅰ（計画）	20問	計2時間
		学科Ⅱ（環境・設備）	20問	
		学科Ⅲ（法規）	30問	1時間45分
		学科Ⅳ（構造）	30問	計2時間45分
		学科Ⅴ（施工）	25問	
「設計製図の試験」	あらかじめ公表する課題の建築物についての設計図書の作成	設計製図	1課題	6時間30分

(3) 「設計製図の試験」の課題

「設計製図の試験」の課題は、令和2年7月22日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表します。

2. 受験資格

建築士法の改正（令和2年3月1日施行）に伴い、受験する際の要件となっていた実務の経験が、免許登録の要件になりました。

●一級建築士試験の受験資格（建築士法第14条）

建築士法第14条	建築に関する学歴又は資格等
第一号	大学、高等専門学校（旧制大学を含む）において、指定科目を修めて卒業した者（※1）
第二号	二級建築士
第三号	国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（※2） （令和元年国土交通省告示第752号ほか）

(注) 「国土交通大臣が定める建築士法第14条第三号に該当する者の基準」に基づき、あらかじめ学校・課程から申請のあった開講科目が指定科目に該当すると認められた学校以外の学校（外国の大学等）を卒業して、それを学歴とする場合には、建築士法において学歴と認められる学校の卒業者と同等以上であることを証するための書類が必要となります。提出されないときは、「受験資格なし」と判断される場合があります。詳細は次頁の「3. 受験申込に必要な書類」により確認して下さい。

(※1) 専門職大学の前期課程を含む。

(※2) 建築設備士を含む。

●受験資格の学歴要件 ⇒ 資料1（6頁）参照

- ・学校の入学年が平成21年度以降の方…国土交通大臣の指定する建築に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業
- ・学校の入学年が平成20年度以前の方…所定の課程を修めて卒業

<災害等が発生した場合における試験実施の対応方針について>

災害等が発生した場合、全国又は一部地域において、試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、センターのホームページで情報提供する予定です。そのため、必ず試験までに同ホームページを確認して下さい。同ホームページに記載した試験実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、センターは責任を負いかねます。

3. 受験申込に必要な書類

(1) 必ず提出する書類（全ての受験申込者が提出しなければならない書類）

- ①受験申込書→資料4（9～13頁）を参照
 ②振替払込受付証明書
 ③写真2枚（無帽・無背景・正面上3分身、本人のみを写し、試験時に本人確認ができる鮮明な同一写真【縦4.5cm、横3.5cmで、受験申込前6カ月以内に撮影したもの】）（注）

（注）合格者の写真等は、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供されます。また、「設計製図の試験」の合格通知書に写真が印刷され、建築士免許登録時の本人確認に利用されますので、鮮明な写真で、写真2枚は必ず同じものとして下さい。（スナップ写真等で本人確認が困難なものは、写真の差し替えが必要となります。不鮮明な写真は、試験時間内の本人確認に時間を要するとともに、身分証明書の提示を求める場合がありますのでご注意ください。）

(2) 受験資格区分等により必要となる提出書類

受験資格区分等によって提出書類が異なります。上記（1）の書類に加え、以下を参照のうえ、必要となる書類を提出して下さい。

- 1) 初めて受験する方の場合（過去の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を貼付できない方も同様です。）
 証明書等の氏名が婚姻等の理由により変更になっている場合には、氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）の提出が必要です。

受験資格	平成21年度以降の入学の場合	平成20年度以前の入学の場合
学歴	「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」（旧書式は認められません。試験時、登録時に必要な実務経験年数が記載されているものが必要） →注1、資料5（14頁）を参照	卒業証明書（専攻・コースによる告示認定校の場合は、その専攻・コース名が明記された卒業証明書が必要） →資料6（15～35頁）を参照
※外国大学等とする場合	①卒業証明書（和訳を添える。） ②単位取得証明書又は成績証明書（和訳を添える。） ③課程説明書（シラバス、和訳を添える。） ④「外国大学等を学歴要件とする場合の受験資格確認表」（センターのホームページよりダウンロード） ⑤「外国大学等の履修科目一覧表」（センターのホームページよりダウンロード）	
二級建築士	二級建築士免許証の写し（免許証の再交付等手続期間中等の場合は証明書でも可）→注2	
建築設備士	建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書の写し（紛失の場合は、センターで証明書の発行を受けて提出）→注2	

注1 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加え「置換科目一覧表」の提出が必要です。

注2 免許証等の写しの提出はA4サイズの用紙に複写し、受験申込書の「証明書等貼付欄」に貼りつけて下さい。

※ 受験資格の判断に当たって、センターから受験申込に必要な証明書類以外の添付書類の提出を求める場合があります。その際には、必要な書類を整えてすみやかに提出して下さい。

2) 過去に受験した申込者の場合（過去の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を貼付できる方）

過去の受験票、証明書、通知書等の氏名が婚姻等の理由により変更になっている場合には、氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）の提出が必要です。

●「学科の試験」から受験する方

①過去の受験票又は合否の通知書（原本）

- 平成22年以降の過去の受験票又は合否の通知書を貼付する場合は、1)に示す提出書類をすべて省略することができますが、平成21年以前の過去の受験票又は合否の通知書を貼付する場合は、「実務経歴書」を提出する必要があります。センターのホームページよりダウンロードし必要事項を記入のうえ提出して下さい。

●「設計製図の試験」のみ受験する方

◎平成30年又は令和元年「学科の試験」に合格したことを証するものとして、次の①～④のいずれかを提出する。

- ①平成30年の「学科の試験」合格通知書（原本） ②令和元年の「学科の試験」合格通知書（原本）
 ③平成30年の「設計製図の試験」不合格の通知書（原本） ④令和元年の「設計製図の試験」不合格の通知書（原本）
 （上記③④は令和2年（平成32年）の「学科の試験」が免除である旨記載されたものが可）

◎平成30年又は令和元年「学科の試験」に合格した方で、上記の合格したことを証するものがない方は、次の手続きを行う。

- ①郵送による受験申込の場合………「学科の試験 免除者照合申請書」をセンターホームページよりダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受験申込書に貼付して申込を行う。
 ②受付場所における受験申込の場合…「学科の試験」の合格者名簿により照合を受け、申込を行う。

建築士法の改正に伴い、建築士試験の受験時ではなく、合格後の免許登録時に建築実務の経験を確認することとなりました。このため、免許登録時に学歴又は資格に応じた建築実務の必要年数を確認する必要があることから、令和元年以前に受験したことのある方（令和元年以前の受験申込時に1）の書類を既に提出した方）でも、合格後の免許登録時に、学歴又は資格を証するものとして、1）の書類を提出する必要があります。ただし、今回の受験申込の際に1）の書類をあらかじめ提出した場合は、合格後の免許登録時における当該書類の提出が省略可能となりますので、積極的にご活用をご検討ください。

<参考>

同様に、制度改正に伴い、合格後の免許登録時には改めて実務経歴書と実務経歴証明書の提出が必要となりますのでご準備ください。

4. 受験申込書の受付

(1) 郵送による受付

- 受付期間 令和2年4月1日(水) ~ 4月7日(火)
受験申込書は、締切日の消印のあるものまで有効です。ただし、料金別納・後納郵便については、締切日までに到着したものに限り受け付けます。
- 郵送方法 受験申込書に同封のセンター指定の振込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付したのち、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留便で、次の宛先に郵送して下さい。
- 郵送先

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル (公財) 建築技術教育普及センター本部 一級建築士試験受付係
--

(2) インターネットによる受付

- 令和2年4月13日(月)午前10時 ~ 4月20日(月)午後4時
インターネットによる受験申込については、平成15年以降に一級建築士試験を受験した方のうち、試験の申込に必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている方に限り行うことができます。詳細は、センターのホームページより確認して下さい。

(3) 受付場所における受付

受付期間が5月から4月に変更になりました

受付場所における受付については、例年5月中に実施しておりますが、本年については、以下の通り例年よりも早い4月に実施します。受付期間を間違えないように十分注意してください。

- 受付期間 令和2年4月16日(木) ~ 4月20日(月) (土・日曜日を含む)
都道府県庁所在地等に設ける受付会場で上記の5日間の受付を行うほか、一部の都道府県については、その他の地域に上記期間のうち、1日~3日間の受付会場を設けています。受付締切り間際は混雑することが予想されますので、余裕をもって早めに申込を行って下さい。
- 受付時間 午前10時 ~ 午後5時
- 受付場所 住所地の都道府県建築士会が指定する場所(「受験申込書受付会場」【資料9(45頁)を参照】参照。
住所地の都道府県以外の受付場所では、一切受け付けません。また、証明書等の確認を行いますので、原則として、本人が持参して下さい。ただし、やむを得ない事情により、代理人が持参した場合は、受付場所において「代理申請による一級建築士試験受験申込者名簿」に必要事項を記入して受験申込を行って下さい。
- 受験申込書受付票 受付場所において「受験申込書受付票」を発行しますので、受験票が届くまで保管しておいて下さい。

(4) 受験手数料

- 17,000円(他に、払込手数料が必要です。)
- センター指定の振込用紙により、ゆうちょ銀行、郵便局又は指定の銀行に払い込んで納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受験申込書の振替払込受付証明書貼付欄に貼付して下さい。(振替払込請求書兼受領証を貼付した場合は受け付けません。)なお、一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかった場合を除き、返還されません。

土・日曜日に受験申込をする場合の注意

あらかじめ、センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局の場合は平日の9:00~16:00、指定の銀行の場合は平日の9:00~15:00に必ず払込みを済ませて、振替払込受付証明書を手し、所定の貼付欄に貼付して下さい。

(5) 受験特別措置

身体に障がいがあるため、受験に際し、特別な措置(座席の配慮、試験時間の延長、ドラフターの使用、コンピューターの使用による解答方式等)を希望する方は、受付期間内にセンター本部(業務第一課) [TEL 03-6261-3310] にご連絡下さい。(その際、障がいの程度を証明する書類等の提出についてご案内します。なお、障がいの程度、試験場の都合等により希望する措置を受けられない場合があります。) ※妊娠により、座席の配慮等を希望する場合も上記と同様です。

(6) 受験票の発送日

- 令和2年6月19日(金)頃(試験は受験票に明記された試験場で受験して下さい。)
- 6月末までに届かない場合はセンター本部(業務第一課) [TEL 03-6261-3310] に必ずご連絡下さい。

5. 試験日・時間割及び試験当日の注意

(1) 試験日及び時間割

●「学科の試験」

試験日	時間割		
7月12日(日)	9:30~9:45(15分)	注意事項等説明	
	9:45~11:45(2時間)	学科Ⅰ(計画)	20問 建築計画、建築積算等
		学科Ⅱ(環境・設備)	20問 環境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)等
	(45分)	休憩	
	12:30~12:55(25分)	注意事項等説明、法令集チェック	
	12:55~14:40(1時間45分)	学科Ⅲ(法規)	30問 建築法規等
	(20分)	休憩	
	15:00~15:10(10分)	注意事項等説明	
15:10~17:55(2時間45分)	学科Ⅳ(構造)	30問 構造力学、建築一般構造、建築材料等	
	学科Ⅴ(施工)	25問 建築施工等	

(注) 学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ」及び「学科Ⅲ」を欠席した方は、「学科Ⅳ・Ⅴ」の受験を認めません。

●「設計製図の試験」

試験日	時間割	
10月11日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
	11:00~17:30(6時間30分)	設計製図

(注) 「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和2年1月1日現在において施行されているものとします。

(2) 試験場(資料10(46~48頁)参照)

- ① 住所地の都道府県で試験を受験して下さい。試験はセンターから発送する受験票に明記された試験場で受験して下さい。
- ② 試験場はセンターが指定し、後日、受験票に明記してお知らせします。
- ③ 長崎県杵岐・対馬に在住の方は、福岡県の試験場でも受験ができますので、受験申込書の「試験場の希望」欄にその旨を記入し、申込んで下さい。
- ④ 受験申込をした後に、住所地の変更等の事由により、他の都道府県に試験地の変更を希望する場合、申請期限までに必要書類を提出して下さい。資料3(7頁)参照
- ⑤ 会場の都合等により、試験場が変更となる場合は、センターのホームページ等でお知らせします。また、受験票を発送した後に試験場が変更となる場合には、対象者に文書をもって通知します。
- ⑥ 試験場となる会場に対する電話等での問い合わせ、建物内への事前立ち入り等の行為は、ご遠慮下さい。
- ⑦ 試験時間内の本人確認のため、一時的にマスク等を外すよう指示されることがあります。
- ⑧ 施設の使用条件により、喫煙及び飲食(ペットボトル等のふた付きのものは除く)を認めない場合がありますので、ご注意ください。

(3) 試験当日の携行品

試験当日、本人確認をする場合がありますので、身分証明書(原則として、顔写真付きのもので、運転免許証、パスポート、社員証、学生証等)を持参して下さい。

●「学科の試験」

- ① 必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム
- ② 携行できるもの 法令集[学科Ⅲ(法規)の問題を解答する場合に限り、原則として、1冊使用できます。ただし、本編に付随する告示編等がある場合は1セットとして使用を認めます。使用が認められる法令集の詳細は、資料7(36~42頁)参照]、鉛筆ケズリ、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可)
- ③ 携行できないもの 電卓、計算尺、計算機能のあるもの、電動消しゴム、その他、上記①、②以外のもの

●「設計製図の試験」資料8(43・44頁)参照

- ① 必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム
- ② 携行できるもの 製図板[45cm×60cm程度とし、傾斜用の軽易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は30度以下とする。]、T定規(60cm程度)、平行定規、その他の定規(直定規、三角定規、勾配定規、雲型定規)、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、消し板(テンプレートとしての使用は不可)、計算尺、電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、問題チェック用の蛍光ペン・色鉛筆(答案用紙への使用は不可)、滑り止めマット(他の受験者の妨げになるものは不可)、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可)

- ③携行できないもの ドラフター、問題用紙つり器具、認められる図形及び文字用以外の型板(テンプレート)、点線・破線等を引くことができる型板(点線スケール)、ソロバン、メモ用紙、トレーシングペーパー、電動消しゴム
その他、上記①、②以外のもの

※上記②の定規やテンプレート、三角スケールに目印としてマークしたもの、シールを貼ったものの使用は認めません。

(注) 試験場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等のふた付きのものに限り認めます。また、試験室内での耳栓の使用は認めません。

(4) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等)の取り扱い

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器について、試験時間内、または、試験室内での使用は禁止します。前記での使用の場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。なお、無線通信機器を試験室内に持ち込む場合には、注意事項等説明時に「無線通信機器入封筒」を配布しますので、電源を切ってその中に入れ試験終了まで机の上に置いて各自で管理して下さい。

(5) 試験問題の持ち帰り

受験者に配布した試験問題については、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。なお、「学科の試験」については、「学科Ⅰ・学科Ⅱ」、「学科Ⅲ」及び「学科Ⅳ・学科Ⅴ」ごとに、それぞれの試験終了まで試験室に在室した方に限り、試験問題の持ち帰りを認めます。

6. 合格者の発表等

(1) 合格者の発表日及び合否の通知

合格者の発表日	
「学科の試験」	令和2年 9月 8日(火)(予定)
「設計製図の試験」	令和2年 12月 25日(金)(予定)

「学科の試験」及び「設計製図の試験」の受験者には、それぞれ、国土交通大臣の行った合否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)へは通知しません。

また、「学科の試験」にあつては合格者の受験番号一覧表を、「設計製図の試験」にあつては合格者一覧表をセンター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載します。

(2) 試験問題及び合否判定基準等の公表

下表に示すとおり公表します。

項目	公表内容	公表方法	公表日
「学科の試験」	試験問題	センター支部及び都道府県建築士会に試験問題(写し)を掲示すること等により行う。※	試験日の翌日(翌日が休日に当たるときは、翌々日)以後
	①正答肢、②配点、③合格基準点、④試験データ等(全国の実受験者数、合格者数、合格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載する。	合格者の発表日
「設計製図の試験」	試験問題	センター支部及び都道府県建築士会に試験問題(写し)を掲示すること等により行う。※	試験日の翌日(翌日が休日に当たるときは、翌々日)以後
	①採点のポイント、②採点結果の区分、③合格基準、④試験データ等(全国の実受験者数、合格者数、合格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載する。	合格者の発表日
	標準解答例		

※試験問題等のセンターのホームページへの掲載については、合格者の発表日以後に行います。

資料 1 学歴要件について

平成 21 年度以降の入学者の場合

平成 21 年度以降に入学している者は「指定科目を修めて卒業」が受験資格の条件となり、表 1 に示す学校等別に修得する指定科目の単位数に応じて、免許登録の際に所定の実務経験年数が必要となります。なお、指定科目の分類ごとの必要単位数は、表 2 に示すとおりです。また、学校・課程から申請のあった開講科目について指定科目に該当することをセンターが確認した科目については、センターのホームページにより確認して下さい。

表 1. 学校等別、必要な指定科目の単位数

学 校 等		指定科目の 単位数 ^(注)	試験時に必要と なる実務年数	登録時に必要と なる実務年数
大学、高等専門学校（「本科＋専攻科」の卒業者に限る。）、職業能力開発総合大学校（総合課程、長期課程又は応用課程の卒業者に限る。）、職業能力開発大学校（応用課程の卒業者に限る。）、		60	0年	卒業後2年以上
		50		〃 3年以上
		40		〃 4年以上
短期大学（修業3年以上）※1)		50		〃 3年以上
		40		〃 4年以上
短期大学（修業2年以上）※2)、高等専門学校（本科のみの卒業者）、職業能力開発総合大学校（専門課程のみの卒業者）、職業能力開発大学校（専門課程のみの卒業者）、職業能力開発短期大学校		40		〃 4年以上
専修学校	専門課程で修業4年以上	60		〃 2年以上
	専門課程で修業3年以上	50		〃 3年以上
	専門課程で修業2年以上	40		〃 4年以上

(注) 指定科目の単位数の条件は、表 2 に示す。

※1) 専門職大学の3年の前期課程を含む。

※2) 専門職大学の前期課程を含む。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業者については、従来の大学及び短期大学の卒業者と同じ扱いとなります。

表 2. 指定科目の分類ごとの必要単位数等

指定科目の分類	学校等	大学等	短期大学(修業3年以上)、 専修学校(専門課程で修業 3年以上)等	短期大学(修業2年以上)、 専修学校(専門課程で修業 2年以上)等
①建築設計製図		7	7	7
②建築計画		7	7	7
③建築環境工学		2	2	2
④建築設備		2	2	2
⑤構造力学		4	4	4
⑥建築一般構造		3	3	3
⑦建築材料		2	2	2
⑧建築生産		2	2	2
⑨建築法規		1	1	1
①～⑨の計(a)		30	30	30
⑩その他(b)		適宜	適宜	適宜
総単位数(a)+(b)		60, 50, 40	50, 40	40

(注) 指定科目の分類ごとに定められた単位数及び総単位数(a)+(b)を満たすことが条件となります。

平成 20 年度以前の入学者の場合

「平成 20 年 11 月 27 日までに所定の学校を卒業している者」及び「平成 20 年 11 月 27 日までに所定の学校に在学する者で平成 20 年 11 月 28 日以後に当該学校を卒業した者」については、当時の「所定の課程を修めて卒業」という学歴要件(表 3)が適用されます。

表 3. 平成 20 年度以前の入学者に適用される学歴要件

建 築 に 関 す る 学 歴 又 は 資 格		試験時に必要と なる実務年数	登録時に必要と なる実務年数
(一)	大学(旧制大学を含む)	0年	卒業後2年以上
(二)	3年制短期大学(夜間部を除く)		〃 3年以上
(三)	2年制短期大学		〃 4年以上
	高等専門学校(旧制専門学校を含む)		〃 4年以上
(四)	その他国土交通大臣が特に認める者 (平成 20 年国土交通省告示第 745 号ほか)		所定の年数以上

資料2 個人情報の取り扱いについて

- (1) 一級建築士試験の合格者の受験申込書・受験資格を証する書類等が、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供されます。
- (2) 収集した個人情報は、センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、センターのホームページをご覧ください。

資料3 受験申込後の各種届出等

受験申込後、変更が生じた場合は、届出又は願を（公財）建築技術教育普及センター業務部第一課（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル）宛てに提出して下さい。詳細は、センターのホームページを確認して下さい。

1. 受験申込書記載事項変更届 及び試験地変更願

受験申込後、氏名、住所地（現住所）、試験地等に変更がある場合には、下記の要領により申し出て下さい。電話による変更の連絡は一切受け付けません。

- (1) 必ず必要な書類・・・申請書（センターのホームページからダウンロードして、必須事項を記入して下さい。）
 - (2) 添付書類、提出方法
 - 1) 婚姻等により氏名が変更となった場合
申請書と併せて「氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）」を郵送して下さい。
 - 2) 住所（現住所）、その他の項目を変更する場合
生年月日、性別等を変更する場合は、「その他」の欄に分かるよう記入して下さい。氏名、試験地の変更がない場合は、添付書類は不要であり、FAXによる申請が可能です。
 - 3) 試験地を変更する場合
 - A：「学科の試験」の申請期限日までに試験地を変更する場合
申請書と併せて「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類※」を郵送にて申請して下さい。
 - B：「学科の試験」の申請期限日以降に「設計製図の試験」の試験地を変更する場合
申請書と併せて下記の3点を郵送にて送付して下さい。
 - ア。「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類※」
 - イ。受験票の写し
 - ウ。所要の切手を貼った、宛先明記の「試験地変更通知書送付用封筒」※「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」の例：①住民票、②異動の辞令の写し(異動先の支店名や住所が明記されたもの)、③住所が明記された公共料金領収書、賃貸契約書の写し
- (3) 試験地変更願にかかる注意事項
 - ・「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」を提出できない場合は、試験地変更を認めません。
 - ・同じ都道府県内における試験場の変更は、認められません。
 - ・試験地の変更が認められた場合、「学科の試験」申請時の変更は受験票に明記して通知し、「設計製図の試験」申請時の変更は「試験地変更通知書送付用封筒」（上記（2）添付書類のウ.の封筒）を利用のうえ通知します。ただし、「設計製図の試験のみ」の受験申込者で、「学科の試験」の試験地変更が可能な時期までに申請する場合は、受験票に変更後の試験場を明記して送付します。
- (4) 申請期限
 - 「学科の試験」：令和2年 6月 3日（水）必着
 - 「設計製図の試験」：令和2年 9月 7日（月）必着

（注）「設計製図の試験」の準備の都合上、「設計製図の試験」の試験地変更の申請期限は、「学科の試験」の合格発表日前になります。

2. 受験票再発行願

受験票を紛失した場合には、下記の要領により封書で申し出て下さい。

- (1) 必要書類
 - ①申請書（任意の書式）【試験の種類、受験番号（不明な場合は未記入）、試験地、氏名、性別、生年月日を明記】
 - ②所要の郵便切手を貼った宛先明記の「受験票返送用封筒」
- (2) 封書の表に、「受験票再発行願」、封書の裏には、試験の種類、受験番号（不明な場合は未記入）、住所、氏名を明記して下さい。
- (3) 申請期限
 - 「学科の試験」：令和2年 7月 7日（火）必着
 - 「設計製図の試験」：令和2年 10月 5日（月）必着

（注）上記の申請期限日に間に合わない場合、また申請期限日以降に受験票を紛失した場合には、試験日当日、試験開始前に、直接、試験場の係員に顔写真の添付してある身分証明書（運転免許証等）を示し、その旨を申し出て、受験票の再発行手続きを行って下さい。

3. 合格通知書等送付先変更願（「1. 受験申込書記載事項変更届」を兼ねる場合は、その旨併せて以下の申請書に明記し、提出願います。）

「学科の試験」合格通知書等の送付先の変更を希望する場合は、「学科の試験」の時に、また「設計製図の試験」合格通知書等の送付先は、「設計製図の試験」の時に受験申込者本人が申請することになりますが、それぞれの試験日以降に住所の変更のため通知書送付の宛先が変わる場合には、下記の要領で封書にて申し出て下さい。

- (1) 必要書類
 - ①申請書（任意の書式）【受験番号、氏名、新旧住所（郵便番号も記入）を明記】
 - ②所要の郵便切手を貼った宛先明記の「通知書送付用封筒」
- (2) 封書の表に、「合格通知書等送付先変更願」、封書の裏には、試験の種類、受験番号、住所、氏名を明記して下さい。
- (3) 申請期限
 - 「学科の試験」：令和2年 9月 2日（水）必着
 - 「設計製図の試験」：令和2年 12月 18日（金）必着